

＜事業者向け説明会＞



説明資料

金融庁
平成25年6月

中小企業・小規模事業者の皆様へ

以下のような点について、**ご相談・ご質問などはございませんか。**



- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応
- ② 借入れや返済について、取引金融機関とのお困りのこと
⇒ 各財務局・財務事務所の「**中小企業等金融円滑化相談窓口**」
- ③ 経営改善や資金繰り支援に関する中小企業支援策について
聞きたい。
⇒ 各経済産業局の「**経営改善・資金繰り相談窓口**」



☆さまざまなお質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います(※)。
☆ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

(※) 財務局・財務事務所では、ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の「中小企業等金融円滑化相談窓口」 (受付時間：平日 午前9時～午後4時)

◎北海道財務局	011-729-0177	◎東海財務局	052-687-1887
函館財務事務所	0138-23-8445	岐阜財務事務所	058-247-4113
旭川財務事務所	0166-31-4151	静岡財務事務所	054-251-4321
釧路財務事務所	0154-32-0701	津財務事務所	059-225-7223
帯広財務事務所	0155-25-6381	◎近畿財務局	06-6949-6530
小樽出張所	0134-23-4103	大津財務事務所	077-522-4362
北見出張所	0157-24-4167	京都財務事務所	075-752-1419
◎東北財務局	022-263-9622	神戸財務事務所	078-391-6943
青森財務事務所	017-722-1463	奈良財務事務所	0742-27-3163
盛岡財務事務所	019-625-3353	和歌山財務事務所	073-422-6143
秋田財務事務所	018-866-7117	◎中国財務局	082-221-9331
山形財務事務所	023-625-6295	鳥取財務事務所	0857-26-2338
福島財務事務所	024-535-0320	松江財務事務所	0852-21-5233
◎関東財務局	048-615-1779	岡山財務事務所	086-223-1133
水戸財務事務所	029-221-3195	山口財務事務所	083-923-5085
宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎四国財務局	087-812-7803
前橋財務事務所	027-896-2001	徳島財務事務所	088-654-6202
千葉財務事務所	043-251-7214	松山財務事務所	089-941-7185
東京財務事務所	03-5842-7014	高知財務事務所	088-822-4323
横浜財務事務所	045-681-0933	◎九州財務局	096-353-6352
新潟財務事務所	025-281-7504	大分財務事務所	097-532-7107
甲府財務事務所	055-253-2263	宮崎財務事務所	0985-44-2735
長野財務事務所	026-234-5125	鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎北陸財務局	076-208-6711	◎福岡財務支局	092-433-8066
富山財務事務所	076-405-6711	佐賀財務事務所	0952-32-7177
福井財務事務所	0776-25-8236	長崎財務事務所	095-825-3177
		◎沖縄総合事務局	098-866-0095

注) 財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 各経済産業局の「経営改善・資金繰り相談窓口」 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

北海道経済産業局	011-709-1783
東北経済産業局	022-221-4922
関東経済産業局	048-600-0425
中部経済産業局	052-951-2748
近畿経済産業局	06-6966-6024
中国経済産業局	082-224-5661
四国経済産業局	087-811-8529
九州経済産業局	092-482-5448
沖縄総合事務局	098-866-1755

「中小企業電話相談ナビダイヤル」

受付は、午前9時～午後5時(平日のみ) **0570-064-350**

※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。

■ 金融庁の相談窓口 (受付時間：平日 午前10時～午後5時)

◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755 ◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

以下の対策で

中小企業・小規模事業者の皆様を支援

I. 金融機関による円滑化法終了前と変わらない対応

- 円滑化法の終了後も、**円滑化法と同等の内容を法律（地域経済活性化支援機構法）**や監督指針・検査マニュアルに明記し、金融機関が法の終了前と変わらず**貸付条件の変更等**や**円滑な資金供給に努めます**。
- **金融業界**（信金・信組・銀行）は、円滑化法終了後も、**これまで同様、貸付条件の変更等**や**円滑な資金供給に努めていく旨を申合せ**。各金融機関は**個々の事業者**に説明。
- **商工会・商工会議所、税理士等**から事業者に対し、**幅広く説明・助言**。
⇒ 金融機関の対応については、全国の財務局・財務事務所に設置した「**中小企業等金融円滑化相談窓口**」までご相談下さい。



II. 事業者の規模や状況に応じた経営改善・資金繰り支援

小規模事業者から地域の中核企業まで様々な中小企業を、以下の施策で経営の立て直しや事業再生を後押し。資金繰りに不安がある中小企業に対しては、資金繰りに万全を期す。

- 規模の小さな中小企業が、経営の立て直しを図る際の計画策定**費用を支援**（費用の2/3(上限200万円)を支援。）
 - 公的機関である**中小企業再生支援協議会**や**地域経済活性化支援機構**が、経営を立て直すための**計画の策定**や**金融機関との調整をお手伝い**。（年数千社）
 - 公的金融機関が、**中小企業の資金繰り**に万全を期す。
 - ☆ 日本公庫と商工中金が、一時的に業況が悪化した先に、経営支援型等のセーフティネット貸付を実施。（事業規模5兆円）
 - ☆ 保証協会が、複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進。（事業規模5兆円）
- ⇒ 上記支援策については、全国の経済産業局などに設置した「**経営改善・資金繰り相談窓口**」（約580箇所）までご相談下さい。



①金融機関の対応



Q 円滑化法の期限到来後は、金融機関は貸付条件の変更等に応じてくれなくなるのでしょうか。

A そのようなことはありません。円滑化法の期限到来後においても、**金融機関は貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること**となっております。

Q 貸付条件の変更等を受けた場合には、直ちに経営課題を解決することが求められるのでしょうか。

A そのようなことはありません。

金融機関は**十分な時間をかけて、借り手の皆様の経営課題の解決に取り組むこと**となっております。

Q 円滑化法の期限到来後は不良債権の定義が変わり、金融機関の融資態度が厳しくなることはないのでしょうか。

A 円滑化法の期限到来後においても、**不良債権の定義は変わらない**ので、金融機関の**融資態度が厳しくなることはありません**。

Q もしも円滑化法の終了を理由に金融機関の対応が厳しくなるようなことがあった場合には、どこに相談すればよいのでしょうか。

A 金融機関の対応に問題があると感じた場合には、**お近くの財務局・財務事務所の相談窓口にお気軽にご相談下さい**。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

- 検査・監督を通じて、金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。
- 金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

②経営改善支援



Q 経営支援を受けたいのですが、どこに相談に行けばよいでしょうか。

A まずは、**地域の商工会・商工会議所、税理士、取引金融機関**など、日頃からお付き合いのある身近な機関にご相談下さい。

Q 相談に行ったら、どのような支援が受けられるのですか。

A ご相談を受けた機関が、**経営改善に向けたアドバイスを行います。金融支援を前提とした経営改善計画の策定を必要とする方には、中小企業再生支援協議会や認定支援機関(※)**を始めとする**専門の機関が、計画策定を支援します。**

Q 認定支援機関の支援を受けるには、お金がかかるのではないですか。

A 認定支援機関が行う計画策定支援に関しては、**国の支援制度があります。**各経済産業局にお問い合わせ下さい。



Q 地域経済活性化支援機構の支援を受けたいと考えています。どこに相談すればよいのでしょうか。

A 最寄の**財務局・財務事務所の相談窓口**にお尋ね下さい。または、**同機構の中小企業経営支援政策推進室(※)**にご相談下さい。

(※)電話番号 03-6266-0380

Q 公的金融機関の資金繰り支援について相談したいのですが。

A 全国の**日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会**で相談を受け付けています。

■1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「**中小企業電話相談ナビダイヤル**」を実施しています。 **TEL 0570-064-350**

※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。受付は、午前9時～午後5時(平日のみ)

(※)認定支援機関とは

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、弁護士、金融機関**等です。
- 認定支援機関が行う**計画策定支援やフォローアップに係る費用を国が支援(費用の2/3(上限200万円)を支援)**します。

借り手のみなさまへ!

借入れなどでお困りのことはありませんか?
ご相談は財務局・財務事務所の相談窓口へ!



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応について、
ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で
お困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、
ご相談はございませんか。



☆さまざまなお質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います^(※)。

☆ご相談内容に応じて専門の機関^(**)をご紹介します。
どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

(※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(**) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、
企業再生支援機構 等

⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

○ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、
円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

○ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に
立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf>

主な中小企業支援策

- 独力では経営改善計画の策定が困難な**小さな中小企業・小規模事業者に対して、全国の認定支援機関**（税理士、中小企業診断士、商工会、地銀・信金・信組等）が**計画策定を支援します**
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算：405億円】
- 経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、**中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期します**
 - ⇒ **経営支援型セーフティネット貸付【事業規模5兆円】**による資金繰り支援
 - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る**借換保証【事業規模5兆円】**による資金繰り支援
- 全都道府県に**中小企業支援ネットワーク**を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の**経営改善・事業再生を支援します**

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の相談窓口

（受付時間；平日 午前9時～午後4時）

◎北海道財務局	011-729-0177	◎東海財務局	052-687-1887
函館財務事務所	0138-23-8445	岐阜財務事務所	058-247-4113
旭川財務事務所	0166-31-4151	静岡財務事務所	054-251-4321
釧路財務事務所	0154-32-0701	津財務事務所	059-225-7223
帯広財務事務所	0155-25-6381	◎近畿財務局	06-6949-6530
小樽出張所	0134-23-4103	大津財務事務所	077-522-4362
北見出張所	0157-24-4167	京都財務事務所	075-752-1419
◎東北財務局	022-263-9622	神戸財務事務所	078-391-6943
青森財務事務所	017-722-1463	奈良財務事務所	0742-27-3163
盛岡財務事務所	019-625-3353	和歌山財務事務所	073-422-6143
秋田財務事務所	018-866-7117	◎中国財務局	082-221-9331
山形財務事務所	023-625-6295	鳥取財務事務所	0857-26-2338
福島財務事務所	024-535-0320	松江財務事務所	0852-21-5233
◎関東財務局	048-615-1779	岡山財務事務所	086-223-1133
水戸財務事務所	029-221-3195	山口財務事務所	083-923-5085
宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎四国財務局	087-812-7803
前橋財務事務所	027-896-2001	徳島財務事務所	088-654-6202
千葉財務事務所	043-251-7214	松山財務事務所	089-941-7185
東京財務事務所	03-5842-7014	高知財務事務所	088-822-4323
横浜財務事務所	045-681-0933	◎九州財務局	096-353-6352
新潟財務事務所	025-281-7504	大分財務事務所	097-532-7107
甲府財務事務所	055-253-2263	宮崎財務事務所	0985-44-2735
長野財務事務所	026-234-5125	鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎北陸財務局	076-208-6711	◎福岡財務支局	092-433-8066
富山財務事務所	076-405-6711	佐賀財務事務所	0952-32-7177
福井財務事務所	0776-25-8236	長崎財務事務所	095-825-3177
		◎沖縄総合事務局	098-866-0095

■ 中小企業再生支援協議会の連絡先

北海道	011-222-2829	滋賀県	077-511-1529
青森県	017-723-1021	京都府	075-212-7937
岩手県	019-604-8750	奈良県	0742-26-6251
宮城県	022-722-3872	大阪府	06-6944-5343
秋田県	018-896-6150	兵庫県	078-303-5852
山形県	023-646-7273	和歌山県	073-402-7788
福島県	024-573-2562	鳥取県	0857-52-6701
新潟県	025-246-0096	島根県	0852-23-0701
茨城県	029-300-2288	岡山県	086-286-9682
栃木県	028-610-4110	広島県	082-511-5780
群馬県	027-255-6505	山口県	083-922-9931
埼玉県	048-836-1330	徳島県	088-626-7121
千葉県	043-201-3331	香川県	087-811-5885
東京都	03-3283-7425	愛媛県	089-915-1102
神奈川県	045-633-5143	高知県	088-802-1520
長野県	026-227-6235	福岡県	092-441-1221
山梨県	055-220-2977	佐賀県	0952-27-1035
静岡県	054-253-5118	長崎県	095-811-5129
愛知県	052-223-6953	熊本県	096-311-1288
岐阜県	058-212-2685	大分県	097-540-6415
三重県	059-228-3370	宮崎県	0985-22-4708
富山県	076-444-5663	鹿児島県	099-226-6155
石川県	076-267-1189	沖縄県	098-868-3760
福井県	0776-33-8293		

■ 企業再生支援機構の連絡先

中小企業経営支援政策推進室：03-6266-0380

注）財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 金融庁の相談窓口（受付時間；平日 午前10時～午後5時）

・金融庁においても、従来より、以下の相談窓口を設置しております。

◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755

◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

小規模事業者に知っていただきたい 経営改善・事業再生等支援策

- **金融業界**(信用金庫・信用組合等)は、円滑化法期限到来後においても、これまで同様、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいく旨を申合せ**

小規模事業者を主たる取引先とする**各信金・信組**から、**申合せの趣旨等を個々の借り手に文書等で説明**



- 債務者が**経営改善計画を策定していない場合**であっても、債務者の実態に即して**金融機関が作成した資料がある場合**には、**経営改善計画とみなす取扱いの周知徹底**

⇒ 金融機関に対して、当該取扱いを積極的に進めるよう指導

【金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕】

…債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しない。…

- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に対して、**全国の認定支援機関**(約11,200先～税理士、中小企業診断士、商工会、信金・信組等)**が計画策定を支援**

⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】

- **地域における経営改善・事業再生支援の担い手が連携し、**
★ **地域全体の経営改善・事業再生ノウハウの向上を図るための中小企業支援ネットワーク(※)を全都道府県に構築**

⇒ 経営改善・事業再生のニーズや対応策等についての情報共有、面的再生等についての検討等

※ 信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

☆ **個別の中小企業・小規模事業者の支援のため、当該個別中小企業・小規模事業者と金融機関等の関係者が集まる枠組み(経営サポート会議)を活用**

⇒ 中小企業・小規模事業者の負荷(経営改善計画を策定していく過程での複数の金融機関との調整に要する多大なコスト・時間)を低減し、関係者が迅速に当事者の支援に向けた方向性について協議等



○ **経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す**

- ⇒ 認定支援機関等による経営支援を前提とした**経営支援型等のセーフティネット貸付**を創設【事業規模:5兆円】
- ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る**借換保証**を推進【事業規模:5兆円】
- ⇒ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資本性資金を政府系金融機関が供給【事業規模:0.4兆円】

○ **日常より中小企業・小規模事業者の身近で相談等に**応じている**商工会、税理士**等から、個々の**中小企業・小規模事業者**に対し、円滑化法終了後の金融機関や金融当局の対応や各種の中小企業・小規模事業者支援策を**幅広く説明・助言等**



○ **全国の財務局・財務事務所に設置した「中小企業等金融円滑化相談窓口」**で2月25日から業務を開始し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

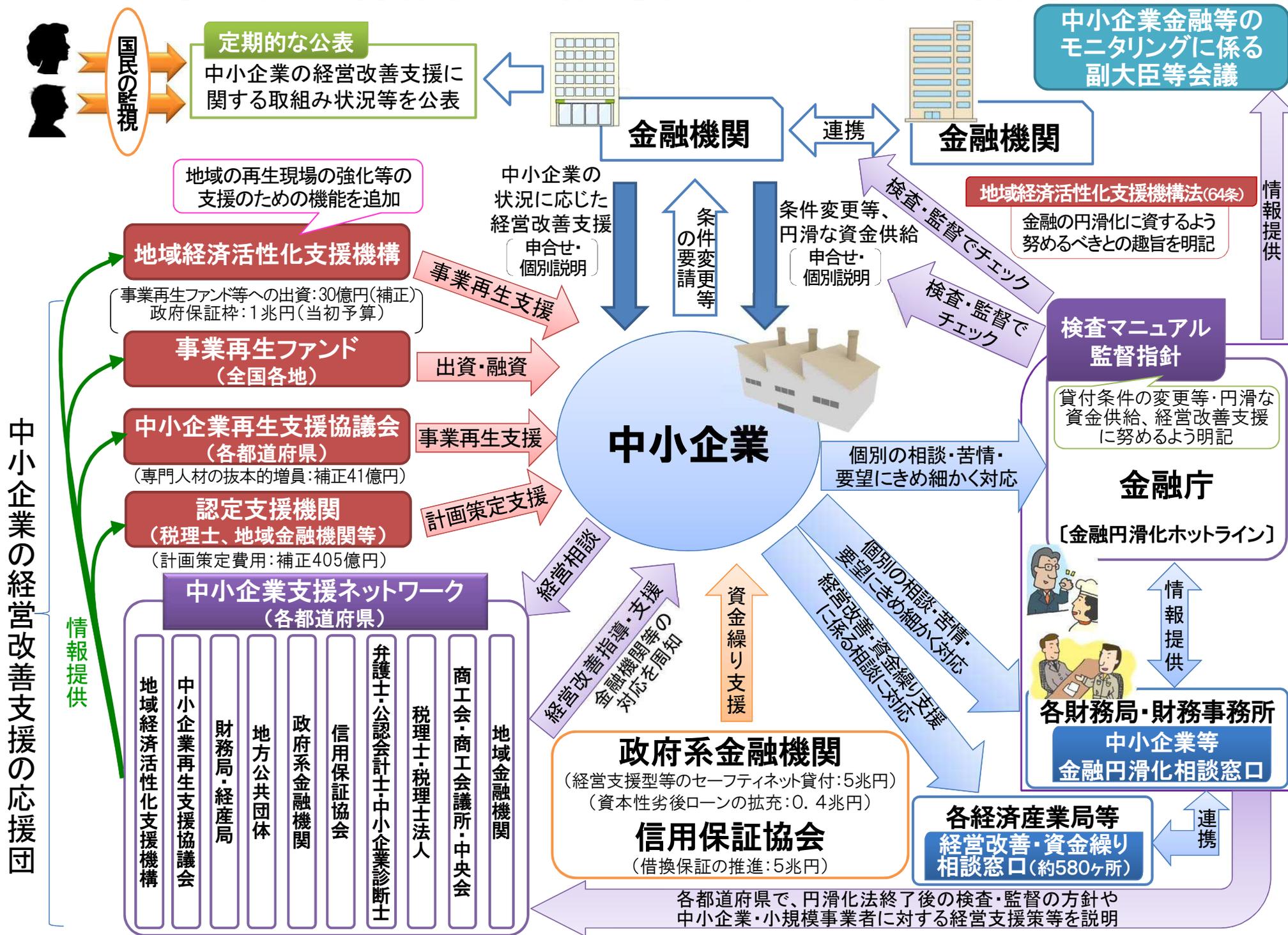
○ **被災地域においては、東日本大震災事業者再生支援機構が小規模事業者に積極的に対応**

⇒ 池田・機構社長

「可能性のある小規模事業者の方々への支援も全部やる。そのことにこそ、私ども存在意義があると考えています。いま、本当に困っているのは小規模事業者の方々なのでから。」(「東日本大震災事業者再生支援機構ニュースレターNo. 1」より)

⇒ 3月29日時点の支援決定先及び前向き検討先378先のうち過半の219先が従業員10名以下の事業者

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策



中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

○ 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を設置

II. 金融機関による円滑な資金供給の促進

○ 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底

- (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
- 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること

○ 地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定

- 機構法64条「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」

○ 金融業界は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ

○ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

III. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

○ 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す

- ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
- ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表

○ 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国約11,200の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援

- ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】

○ 年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る

- ⇒ 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

○ 企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充

【当初予算政府保証枠:1兆円】

- ⇒ 直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加【補正予算:30億円】

○ 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

- ⇒ 経営支援型等のセーフティネット貸付【事業規模:5兆円】
- ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
- ⇒ 政府系金融機関による資本金劣後ローンの拡充【事業規模:0.4兆円】

○ 全都道府県に中小企業支援ネットワーク(※)を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

- ⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等
- (※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

IV. 個々の借り手への説明・周知等

○ 金融機関は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを個々の中小企業・小規模事業者に説明

○ 円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不変であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、商工会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、行政書士会等を通じ、中小企業・小規模事業者に幅広く説明

○ わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業・小規模事業者に対する広報の実施

○ 経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請

○ 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施

○ 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応